

## 【令和6年度新潟地方最低賃金審議会 第1回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1. 日時 令和6年7月30日(火) 15:30~17:15

2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館2階労働局会議室

3. 出席者

公益代表委員 長谷川委員(部会長)、佐々木委員(部会長代理)、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員

事務局 足立労働基準部長、金丸賃金室長、広瀬賃金室長補佐、  
佐藤賃金指導官

4. 議事次第

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 新潟県最低賃金専門部会運営規程について

(3) 最低賃金に係る審議について

(4) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局]賃金室長補佐

ただ今から令和6年度第1回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。賃金室長補佐の広瀬です。よろしくお願いいたします。

推薦公示の結果を踏まえ、お手元に辞令を配付させていただきました。御確認をお願いいたします。なお、専門部会資料 No. 1 の専門部会委員名簿により、委員の皆様の御紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は労働者代表委員の梅野委員が所用のため欠席との報告をいただいております。御出席をいただいておりますのは、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名の委員に御出席をいただいております。これは委員定数3分の2以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

次に公開についてです。本年7月3日に開催した第1回新潟地方最低賃金審議会におい

て、本専門部会の第1回について、公労使の三者が協議する部分については公開する、二者で協議する部分については非公開にすることが決定されております。これにより、傍聴人を公募しましたところ、定数を上回る応募があり、抽選の結果、10名の方が選出されましたが、今回、所用による欠席もあり9名の方が傍聴されております。また、取材として報道機関の方が1社2名傍聴されております。

続きまして、議事次第(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。

選出については、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する、と規定されておりますところ、当審議会では、従来から推薦により候補者を確認し、皆様より御承認いただくという方法を選挙として行っております。本年も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

[公労使各代表委員]

異議なし

[事務局]賃金室長補佐

御異議がないようですので、従来どおり、推薦により候補者を確認し、皆様より御承認いただく方法により決めさせていただきます。

委員の皆様から、推薦がございましたら、お願いいたします。

[磯部委員]

公益委員の磯部です。私から部会長及び部会長代理を推薦いたしたいと思っております。

部会長につきましては、長谷川委員を推薦いたします。理由としまして、長谷川委員におかれては、令和元年から昨年まで、最低賃金審議会の会長代理や本専門部会長を歴任され、十分な経験と実績を積んでおられます。これまでの実績を踏まえ推薦いたします。

部会長代理につきましては、佐々木委員を推薦いたします。佐々木委員におかれましては、平成30年から昨年まで最低賃金審議会自動車最賃専門部会長をされ、昨年度は、最低賃金審議会の会長代理及び本専門部会の部会長代理を務められるなど経験豊かでございます。以上の理由から、部会長代理に推薦することとします。

よろしく申し上げます。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。

ただ今磯部委員から、部会長に長谷川委員、部会長代理に佐々木委員を推薦するとの御発言がありました。ほかに推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

おられないようですので、部会長に長谷川委員、部会長代理については佐々木委員とすることについて、御異議ありませんでしょうか。

[公労使各代表委員]

異議なし

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございます。御異議がないようですので、部会長は長谷川委員、部会長代理は佐々木委員とさせていただきます。

それでは、長谷川部会長、佐々木部会長代理、それぞれから御挨拶をいただきます。

よろしく願いいたします。

[長谷川部会長]

部会長を拝命しました長谷川です。今年度も目安が出ましたけれども、最近の傾向といえますか、物価高であったり、企業では原材料価格の高騰だったり、厳しい状況の中での議論が予想されます。そのような中で、我々としては丁寧に議論を進め、公労使共に納得ができる答えを見付けていきたいと考えております。可能であれば全会一致を目指して議論してまいりたいと思いますので、皆様の御協力を是非いただけますよう、よろしく願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。続きまして、佐々木部会長代理、お願いいたします。

[佐々木部会長代理]

部会長代理を拝命いたしました新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

本専門部会において滞りない審議が進行できますように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

[長谷川部会長]

本日はよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題(2)専門部会の運営規程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

本専門部会につきましては、配付している資料 2 の新潟地方最低賃金審議会運営規程に基づいて運営しております。これに基づき運営することを御確認願います。特に第5条のところですが、会議は原則として公開する、といったことや、第6条の議事録を作成する、といったことを事務局として行ってまいりたいと思います。

[長谷川部会長]

ありがとうございます。運営規程第5条に基づく本専門部会の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

専門部会の公開、非公開の取扱いについて説明させていただきます。

資料 2 の運営規程の第5条、第6条になり、専門部会の公開、非公開に関する取扱いが規定されております。専門部会は原則として公開するとされておりますが、ただし書を定めて、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができると定められております。先日開催しました第1回地方最低賃金審議会において、昨年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告を踏まえ、この第1回専門部会については公開することが決定されました。ただし、公開するのは「公労使」の三者が集まって議論を行う部分とされております。なお、専門部会は、本審議会とは別の独立した規程が定められておりますので、2回目以降の公開の可否判断については専門部会で決めることとなり

ます。つきましては、本専門部会において、2回目以降の公開の可否について、昨年度と同じく「公労使」の三者で協議を行う部分は公開、非公開情報を用いた議論が行われることから、二者で協議が行われる部分は非公開とすることでいかがでしょうか。

御審議をよろしくお願いいたします。

[長谷川部会長]

説明ありがとうございました。

次の第2回以降の公開、非公開についての説明がございました。この説明につきまして御意見や御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の専門部会につきましては、全員協議会報告も踏まえて、「公労使」の三者が集まって議論を行う部分については公開、二者でのみ議論を行う部分については非公開とすることでよろしいでしょうか。

[労使各側代表委員]

異議なし

[長谷川部会長]

御異議がないようですので、今後の専門部会につきましては、「公労使」の三者が集まって議論を行う部分については公開、二者でのみ議論を行う部分については非公開といたします。

続きまして、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いにつきまして、事務局から説明を願います。

[事務局]賃金室長

同項の規程の適用のことをございます。委員の皆様には事前にお配りしています最低賃金決定要覧の149ページに、最低賃金審議会令が記載されております。第6条第5項では「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。昨年度開催した第1回審議会において、この規程を適用し、専門部会で全会一致した場合に限り、審議会の決議として取扱うことが確認されておりますので、その旨、御報告をさせていただきます。

[ 長谷川部会長 ]

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、従来どおり、専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題（３）最低賃金に係る審議について、まず事務局から資料について説明をお願いします。

[ 事務局 ] 賃金室長

配付資料に沿って説明したいと思います。 3 から 10 について説明いたします。

3 は、地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果になります。この結果は毎年 1 月から 3 月にかけて県下の労働基準監督署において最低賃金が守られているかを主眼に監督した結果になります。令和 6 年 1 月から 3 月の監督指導で実施した事業場数は 512 事業所になります。違反率は全国で 10.5 パーセントのところ、新潟では 6.8 パーセントとなっております。

続きまして、資料 4 は「全国中小企業動向調査結果」、資料 5 が「中小企業景況調査（2024 年 6 月）要約版」になっております。いずれも日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものになります。この調査結果によりますと、小企業は 2024 年 1 月から 3 月期の実績では「持ち直しの動きに足踏みがみられる」、同時期の中小企業は「持ち直しの動きがみられる」との基調判断になっています。

続きまして、資料 6 は「一般労働者・短時間労働者の 1 時間当たりの賃金の推移」になります。平成 12 年から令和 5 年までの動きになっています。黄色の部分は下の段に説明がありますので、読んでいただければと思います。

続きまして、資料 7 は「新潟県の経済動向」になります。7 月 10 日に新潟県が公表した本年 4 月から 6 月までの第 1 四半期における県内経済の概況になります。基調判断は「県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直している。」と判断されております。その根拠になる資料が後ろについております。

続きまして、資料 8 は生活保護費と最低賃金の比較の資料になります。入手できるデータが令和 4 年度のため、これが最新のものとなっております。この内容は、第 2 回新潟地方最低賃金審議会で配付した中央最低賃金審議会の資料 2 の根拠データになっているものです。

続きまして、資料 9 は生計費と労働経済指標の資料になります。新潟市の「令和 5 年

職員の給与等に関する報告」からの内容となっております。

続きまして、資料 10 は新潟県鉱工業指数になります。詳細は後ほど御覧になっていただければと思います。

資料の説明については以上となります。

[長谷川部会長]

ありがとうございました。ただ今の資料説明に関して何か御質問はございませんか。

かなり量も多いですので、後で見ただけのほうがいいかなと思います。

それでは、調査審議に入ってまいりたいと思います。

本日はまず、新潟県最低賃金の改正についてどのように考えているのか、労使双方の委員からそれぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まずは、労働者側委員からよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

[遠藤委員]

労働者側委員の遠藤でございます。よろしく願いいたします。

私から、今年の最低賃金審議に当たりまして基本的な考え方を述べさせていただきます。資料もお配りしていますので、そちらを御覧ください。

まず、2024 春季生活闘争につきましては、全国的にも、新潟県内においても、前年を大きく上回る賃上げが実現しています。多くの労使で問題意識を共有できたことがこの結果に結び付いたものと考えております。しかし一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広めていくことが重要だと考えております。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配慮したということで、諮問文でも配慮を求められておりました。こちらが労働者側資料 1 の 1 スライド目に掲載させていただいております。中央最低賃金審議会から示された目安額を尊重しつつも、最低賃金法第 9 条の 2、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないにのっとり審議に臨んでまいりたいと思っております。

その上で、考え方のベースになりますけれども、こちらはこれまでの審議の中でも述べさせていただいた内容と思っておりますが、一つ目は「最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たす水準であること」ということでございます。関連資料ということで、2 スライド目でございます。憲法第 25 条、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を

営む権利を有する」、最低賃金法第1条、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」、また、労働基準法第1条、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」など、憲法及び関係する法律が既にそちらを表していると思っています。

続いて二つ目は「地域間における額差を縮小してまいりたい」ということ。こちらが3スライド目になります。賃金の水準のみが仕事を選択する際の判断基準とは限らないものではありませんが、大きな判断要素になるとは考えております。人手不足が深刻化する中において、将来にわたり優秀な人材を確保あるいは定着させ、新潟県内の生産性を向上していくためには、継続的な人への投資を積極的に行うことが必要であり、まずは拡大してきた最低賃金の新潟県と全国加重平均の額差を縮小してまいりたいと考えております。3スライド目にそちらを示しておりますが、2000年から2023年間で金額差が51円拡大したという状況になっております。

続いて、いわゆる三要素の観点から申し上げさせていただきます。

労働者の生計費の観点から申し上げます。4スライド目になります。順番が前後しますが、5スライド目が関連する内容になります。消費者物価指数、総合及び持ち家の帰属家賃を除く総合では新潟市が全国平均を上回っております。こちらは4月、5月の状況になりますけれども、本日お配りいただきました直近の数字では、全国平均のほうが高くなっているということでございます。厚生労働省が7月4日に公表した毎月勤労統計調査では、実質賃金は26か月連続でマイナスとなっていることから、依然として物価上昇の影響は強いものと考えております。4スライド目に戻りまして、連合が独自に算出している労働者が最低限の生活を営むのに必要な生計費「リビングウェイジ」では、新潟県は時間給として1,070円が必要とされているものの、現在の新潟県最低賃金は931円で139円の開きがあります。この金額で1か月働いた際の賃金はおよそ15万6千円程度。可処分所得にすればおよそ12万6千円になりますけれども、この金額で果たして一般的な生活が送れるでしょうか。改めて自分ごととして考えていただきたいと思っています。

続いて、労働者の賃金の観点から申し上げます。6スライド目になります。冒頭申し上げましたけれども、2024年春季生活闘争は前年を大きく上回る回答、妥結状況となっております。労使双方の理解の下、協議、交渉が行われたものであり、賃上げの必要性については結果がそれを表しているものと思っています。連合新潟の最終集計では、全体の賃上げ状況は、加重平均で1万2,037円、率にして4.35パーセント、300人未満の中小組合では



9,581円、率にして3.77パーセントとなっております。これはあくまでも労働組合のある組織についてであります。先ほども申し上げたとおり、この歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが重要だと考えます。7スライド目に移りますが、一方で、新潟労働局が重要課題を七つに分類し、テーマごとに現状、課題、対策及び具体的な目標数値等を明確化し、中長期的な視点を踏まえ、各テーマを着実に推進するために策定した総合労働施策推進プロジェクト「NIIGATA Niji Work プロジェクト」では、令和5年度の改正後の最低賃金、並びに令和4年の新潟県の賃金構造基本統計調査による賃金額、いずれも新潟県の水準は関東甲信越、中部地区で最も低いとされています。こういった現状も踏まえなければならぬと考えております。

最後に、通常の事業の賃金支払能力の観点についてでございます。本審の資料でもありましたけれども、新潟県の経済情勢につきましては、日本銀行新潟支店の新潟県の金融経済動向基調判断7月1日では「県内景気は原材料高の影響を受けつつも緩やかに持ち直している」、新潟財務事務所の新潟県内の経済情勢報告では「総合判断で県内経済は持ち直している」、第四北越リサーチ&コンサルティングのMonthly6月のグラフで見る県内経済では「緩やかに持ち直している」とされています。また、8スライド目になりますけれども、帝国データバンク新潟支店2024年度業績見通しに関する新潟県内企業の意識調査では、増収増益が減収減益を上回る見通しとなっております。こうしたものに加え、通常の事業の賃金支払能力を考える上では有効求人倍率、あるいは求人募集賃金、賃金構造基本統計調査なども加味して考えたいと思っております。

以上、三要素それぞれの状況を総合的に判断し、今年度の引上げ額について検討を行ってまいりたいと思っております。私たちが議論するのは最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の賃金であり、大半の方が自身では雇用主と直接賃金交渉ができない弱い環境・立場にあります。物価上昇の落ち着きが見えない中、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の生活を守るという観点も重視しながら、真摯な論議を行ってまいりたいと思っております。

労働者側からは以上でございます。よろしく申し上げます。

[長谷川部会長]

ありがとうございました。

続きまして、使用者側委員からお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

[徳武委員]

使用者側委員の徳武でございます。よろしくお願いたします。

それでは、今回の審議に当たり、使用者側委員としての基本的な考え方について説明させていただきます。私から4点申し上げようと思っております。

最初に、最低賃金の審議に当たっての基本的な考え方、根本的な部分の考え方ということで説明いたします。少し話が飛ぶようですけれども、7月25日に島根県の丸山知事が、厚生労働省が中央最低賃金審議会における目安額の審議のために行う調査で、今年の賃上げ率が2.3パーセントにとどまったという報告をしております。今日配布された資料にも入っていますので、いわゆる第4表の数字ですけれども、2.3パーセントにとどまったという中で、50円という目安の金額が島根県では5.5パーセントの引上げ率になったということについて記者から問われ、このようにコメントされました。「企業の実力は2.3パーセントなのに、実力の倍以上の賃上げということが分かっているながら強制的に適用し、できなければ法律違反だというのは悪代官みたいだ。」というコメントでございました。これはニュースで御覧になって御存じの方もいらっしゃると思うのですけれども、念のため、知事の発言の全体の流れを申し上げますと、物価高が進む中で最低賃金が引上げられる状況は目指すべき姿であり、目安金額自体は労働者側から見れば臨まれる水準だろうとした上で、それに対応できる体力を中小企業側が持っていない現実があるという認識を示されたものです。全体的な趣旨は、5パーセントの最低賃金引上げを実現できる環境を政府が作っていない中で、5パーセント上げるという結論から決めてやっており、このようなことを中央最低賃金審議会が決めるというふうに物事が進んでいることが異常で、責任転嫁をするものだとの問題認識を示されたものです。さすがに、悪代官という表現は私もいかなものかと思っておりますけれども、この発言の内容は、現在の最低賃金制度の核心を端的に表しているのではないかと考えております。

さて、今、企業にとって、従業員の能力向上、働き方改革の推進、ステークホルダーに対する付加価値の適切な配分、その中での賃上げといった人への投資は最も重要なものの一つとなっています。また、成長と分配の好循環や構造的な賃上げを実現していくことは経済成長を実現することにとどまらず、さまざまな社会的課題を解決し、持続的な社会を実現することにもつながるものであります。そうしたことから、最低賃金も含めて、持続的な賃上げを実現していくことは必要不可欠であって、それもなるべく高い水準で賃金が上がっていくということが望ましいと私どもも考えております。一方で、賃金や賃上げのための原資はどこにあるのかということですが、これは申上げるまでもなく、それぞれの事業活動において労使が自ら稼ぎ出さなければならないものであって、例えば政府とか行政、あるいは外部のだれかが給付してくれるというものではございません。それ故に、経営者が自社の賃金を決める際には、自社のさまざまな状況や将来の見通しなどいろ

いろいろな要素を考慮しますけれども、支払能力を超えた金額にすることはありません。それでも最近では、従業員の生活の確保、あるいは人材確保の観点から、十分な裏付けのないまま、いわゆる防衛的賃上げを迫られる事例も見られますが、こうした事業所では労使ともに将来に対する不安を抱えているところも少なくありません。これに対し最低賃金は審議会が決めた金額がすべての企業に一律強制的に適用されるものであり、できなければペナルティを科されるといったものです。このような観点から、最低賃金の審議に当たりましては、やはり法の定めるとおり、労働者の賃金額、県内の生計費、賃金支払能力の三要素について、客観的なデータなどに基づき議論、検討されていかれるものべきであると考えております。

次に、2点目として、今年度の最低賃金の改定額を検討するに当たりまして、今ほど申上げました法の三要素についての具体的な認識を説明いたします。最初に生計費についてです。第1回本審の資料で新潟県賃金関係の諸統計というものがございます。これによりますと、令和5年4月の新潟市の標準生計費は10万7,420円。非消費支出を考慮した場合に14万7,058円となります。この14万7,058円に令和5年度の県内の物価上昇率が3.3パーセントだったということですので、これを掛けてみますと15万1,910円という数字になります。現在の最低賃金額931円で、1か月の平均的な労働時間とされる173.8時間働いた場合の金額は16万1,808円で、先ほどの15万1,910円をおよそ1万円近く上回っていることとなります。

次に、賃金の状況についてでございます。これも第1回本審の資料、あるいは今日の配付資料にございますけれども、連合さんの集計による今年の春季労使交渉の賃上げ率は5.08パーセント、経団連の調査で大手企業では5.8パーセント、中小企業で3.92パーセントと大変高い水準であったということでございます。一方で、冒頭御紹介した島根県知事が引用されました中央労働最低賃金審議会での目安審議で示された厚生労働省の調査の結果では2.3パーセントという数字にとどまっております。なぜ二つの数字にこのように大きな違いが生じるのか。それは、連合さんや経団連の発表値が、その傘下にある組合あるいは企業のうち報告があった分の集計であるのに対し、厚生労働省のものは統計調査による数字であることによります。新潟県内について見てみますと、連合新潟さんが公表された結果では、平均は全国比で0.75ポイントマイナスの4.35パーセント。従業員数1,000名以上の事業所が4.93パーセントに対し、100名未満の事業所では2.97パーセントであったということでございます。連合新潟さんの傘下の組合数は550くらいと聞いておりますけれども、集計はこのうちの137組合のものであるということでございます。県内事業所数は約11万社あるといわれておりまして、そのうちの99パーセントが中小・小規模事

業所ということです。もちろん、県内でも高水準の賃上げを行った企業もありますけれども、毎月勤労統計調査の結果を見ても、県内分については4月までの結果しか公表されておりませんが、現金給与総額で前年比増加率が2.5パーセント、所定内給与に目を向けますと1.4パーセントという数字となっております。4月の調査結果では賃上げの全てが反映されていないということももちろんあると思いますが、県内の今年の賃金増加率が5パーセント以上になるかということ、それは考え難い状況ではないかと思っております。念のため申し上げますが、私どもも連合さんや経団連などの調査、集計に意味がないと否定するものではございません。それぞれ重要な意味を持っていると捉えておりますけれども、これをもって全体の姿と捉えて物事を考えていくことは適当ではない、と考えております。

次に、賃金の支払能力について申し上げます。昨年の公益見解では、物価については新潟県の特徴などを丁寧に考慮されましたが、一方で、企業の状況については全国値の統計を用いて大幅に改善されていると判断され、先行きの見通しについては触れられませんでした。これについては数値のよくない県内の状況、県内の統計値を見れば、そのような判断にはならなかったのではないかと思っております。なぜ生計費と支払能力でこのように見方が違うのか、それは分かりませんが、私どもは最低賃金法の趣旨にのっとり県内の状況を重視すべきと考えております。そこで、県内企業の全体的な状況を見ますと、賃金の増加率は先ほど申し上げたとおりでございます。その他の統計を見ても、例えば日銀新潟支店の6月短観では、先行きについての状況判断DIは全体では3月から変化はありませんが、中小企業では1ポイント悪化となっております。2024年度の売上計画は前年比2.6パーセントのプラス、2023年度比0.2ポイントの増加となっておりますけれども、経常利益はマイナス11.3パーセントの見通しとなっており、2023年度のプラス12.3パーセントから大きくマイナスとなっております。また、帝国データバンクの調査では、県内の上半期の企業倒産件数は63件で、前期比14件の増加、前年同期比で23件増加となっており、小規模倒産が件数を押し上げ、働き方改革や賃上げ、人手不足への対応不可避も背景として企業間格差の拡大や淘汰が続く可能性があるとしています。

次に、価格転嫁の状況です。新潟県が行いました最新の調査では、全部価格転嫁できたという企業の割合は9.7パーセントにとどまっており、いまだ半分程度以下とする企業が60.4パーセントあります。仕入れ価格の上昇が収益を圧迫していると答えた企業の割合は90.3パーセントで、現在、資金繰りが厳しいという企業は47.8パーセント、今後の資金繰りの見込みにつきましては過去最高の59.4パーセントが厳しいと答えております。また、帝国データバンクの2月の調査によれば、県内企業の価格転嫁率は42.7パーセントで、昨

年7月の調査から1.6パーセント低下しているということです。これはつまり、分かりやすく例えますと、100円のコスト上昇分のうち43円程度しか価格転嫁できず、残り57円は企業が負担しているということでございます。さらに、参考までに最も新しい令和3年経済センサスによりますと、新潟県の1事業者当たりの付加価値額は、全国平均の599万円に対し426万円で全国33位、同年の毎月勤労統計調査によりますと、新潟県の年換算の給与総額は、全国平均の383万円に対し347万円で全国27位。この二つの数字から労働分配率を計算してみますと、全国平均の64パーセントに対して新潟県は81.6パーセントで全国5番目となっております。こうしたことから、県内企業は決して余力のある状況とはいえないことが分かります。ちなみに、今の計算を東京都でやってみますと、付加価値額が1,233万円、給与総額が495万円で全国1位ということですが、労働分配率は40.1パーセントということでございます。このように申し上げますと、労働分配率100パーセントまでまだ18パーセント、金額で43万円あるじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、ここには企業が負担する社会保険料や福利厚生費などは含まれておりませんし、ほかにも従業員、あるいはお客様の安心安全を確保したり、生産性を上げたりするための設備投資、あるいは企業が継続して成長が見込める投資、あるいは災害や景気変動などに備えておくことも必要です。また、それ以上に原材料価格などの高騰により付加価値額そのものが圧迫されている状況です。

以上、法の定める三要素について申し上げましたが、今年が目安金額50円は現在の新潟県最低賃金931円の5.4パーセントになります。今まで申し上げた結果を見れば、50円、5.4パーセントの引上げという数字がいかに実勢とかけ離れたものであり、全ての事業者に罰則付きで強制適用されるものとして適切なものであるのかどうか、あるいはどの程度が適切であるのか。これは冒頭御紹介しました島根県知事のコメントを引用せずとも明らかであり、以上のことを十分考慮した上で審議に臨んでまいりたいと考えております。

3点目について申し上げます。繰り返しになりますけれども、私どもも、できる限り早く、しかも安定的に最低賃金を含めた賃金の引上げは必要なことだと考えておりますが、そのためには原資を確保できる、つまりそれぞれの事業者がそれだけの資金を稼げるということも必要になってまいります。もちろん、それぞれの事業所では労使ともに賃金あるいは賃上げの原資確保に向けて懸命に努力しております。しかし、それを実現するための支援策や環境整備も不可欠でございます。まずは価格転嫁が重要になりますが、景気の拡大ではなくて、原材料やエネルギー価格の高騰がもたらしました現在の物価高の下では価格転嫁だけでは物価上昇とのいたちごっこになるだけであり、実質賃金を上昇させることは困難で、生産性向上の成果を価格に反映させ、確実に賃金の上昇に結び付けていくことが必

要であると考えております。こうした点については、各地の審議会でも、特に中小・小規模事業者の賃上げを可能とするよう要望をしたり、政府もさまざまな策を講じるとしてまいりましたが、残念ながら、中小・小規模事業者の多くが生産性の向上を実感でき、物価上昇を上回る賃上げができる、という確信をいまだに持てずにいる状況でございます。したがって、本審議会におきましては、中小・小規模事業者が継続的に、それもなるべく高く、高水準の賃上げができる環境の整備に加えまして、いわゆる年収の壁の問題、あるいは物価高対策など、働く人が賃金上昇の成果を十分に享受できる政策等について、関係各方面に強く要望していくことについても議論されるべきだと考えております。

最後に、4点目として、最低賃金の議論でよく取り上げられますポイントについて申し上げます。一つ目は、地域間格差の是正についてでございます。地域ごとの最低賃金について不本意な差があるということであれば、これは解消すべきものであると考えております。一方で、例えば現在の目安額決定には都道府県ごとの物価や付加価値額など19の指標が用いられましたけれども、そのいずれでも都道府県ごとに差があり、東京を100とした総合指数で見ても新潟は74.3で31位、最下位の沖縄では68.1となっています。また、総務省の統計によれば、物価水準を示す指数で最も高い東京は104.5、新潟県は35位で98.5ですし、先ほど申上げた標準生計費をとりましても、新潟県の10万7,420円に対して東京都は14万3,780円という金額になっております。ほかに何かないかと思い、住宅情報サイトを見てきたのですけれども、1Kのアパートの家賃相場を見てみましたら、東京都の市区部で相場がだいたい5万から10万円ということでございます。新潟県内の市部では3万円から4万円台ということだそうでございます。生活費の高い大都市地域の労働者がいる一方で、収益力の小さい地方の事業者もいます。こうした方々にとって公平で納得性のある最低賃金はいくらであるのか、議論していく必要があると思っておりますが、最低賃金法では地域ごとの差があることを前提としており、最低賃金を各地域の実情にあわせて決定することを求めています。格差とは何を言うのか、地域ごとにさまざまな差異があることをどのように考えるのかについて明確にした上で、実のある議論を進める必要があると考えております。

最後にもう1点です。最低賃金の格差が人口減少の原因となっているということがよくいわれます。これは、昨年度の審議の中で労働者代表委員が、各都道府県の最低賃金と人口増減率の数値を基に、両者には相関関係があると説明されましたが、例えば最低賃金を平均賃金に置き換えても実は同じ結果となります。資料等はお出ししませんけれども、そういう結果になります。最低賃金と人口移動の関係につきましては、令和3年度の中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会でも、地方出身者の東京圏への移動理由には、仕事だ

けではなく進学や家族に関連した移動もあること、最低賃金の影響を主に受ける労働者や最低賃金近傍の雇用者はそれ以外の労働者と比較して、就職や転職等を理由とした地域間移動は少ないことに留意が必要であると報告をされております。また、私どもは実際に学生や学校の関係者の方からお話を聞く機会もあります。そうした中では、若者が県内から出ていく理由はさまざまであり、ワーク・ライフ・バランスの充実度や自分が学んだことを

生かしたり、自分が活躍できるような仕事ができるのか、あるいは生活の利便性の違いなどを挙げられることもあります。そうしたことから、使用者側といたしましては、働く人、とりわけ若い人から新潟が選ばれるためには、賃金水準そのものや働き方、仕事の魅力ややりがいのほか、地域全体の魅力を高めていく必要があると考え、その実現に取り組んでおります。私どもも人口減少は最も重要な課題と捉えておりますが、最低賃金が人口減少の要因になるということにつきましては慎重に見ていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

私どもからは以上です。

[長谷川部会長]

ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、審議に当たっての基本的な考え方をお伺いしました。

それでは、このあと、最低賃金引上げに関する率直な御意見を、労使それぞれ個別にお聞きしたいと思います。

まず、労働者側委員からお聞きするというところでよろしいでしょうか。事前に打合せをする時間はどのくらい必要ですか。

[遠藤委員]

特に必要ございません。

[長谷川部会長]

分かりました。それでは、公労会議から始めたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、このあと二者協議の場面に移ります。非公開となります。傍聴者の方はこの

まま会議場で待機をお願いいたします。

公労会議、公使会議の場にもなります公益委員の控室につきましては3階第3小会議室、労働者側委員の控室は3階労働基準部長室、使用者側委員の控室は3階第2小会議室とさせていただきます。

まずは、公労会議から行いますので、公益委員、労働者側委員の方々につきましては3階第3小会議室への御移動をお願いします。使用者側委員につきましては3階第2小会議室に御移動をお願いいたします。呼び込む際はこちらから御ご案内させていただきます。

よろしくをお願いします。

～～～以後、「公労会議」「公使会議」の二者協議～～～

公労二者協議：1回目

公使二者協議：1回目

～～～ここまで、「公労会議」「公使会議」の二者協議～～～

[長谷川部会長]

それでは、全体会議を再開いたします。

本日は労使双方から金額の提示は行われませんでした。次回ではそれぞれ金額の提示をお願いします。また、各委員におかれましては、審議のために、専門部会へ提出を予定している資料がございましたら、事前に事務局のほうへの提出をお願いしたいと思います。

委員の皆様、ほかに何かございませんか。

ないようですので、次に議題(4)のその他についてです。事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

専門部会の今後の日程について御説明させていただきます。既に公開で開催公示文は出しておりますが、第2回の専門部会が明日31日(水)午後1時半から開催の予定となっております。会議室が変わりまして、4階供用会議室となっております。その後、8月2日に第3回の新潟県最低賃金専門部会が同じく午後1時半から4階の供用会議室で開催の予定となっております。委員の皆様に対しましては、この専門部会終了後、御案内を差し上



げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[ 長谷川部会長 ]

ありがとうございました。ただ今の説明に関して御質問、御意見はございますか。

これで、予定の議題が終了いたしました。委員の皆様、ほかに何かございましたら御発言ください。よろしいですか。事務局からは何かありますか。

ないようですので、本日の審議を終了いたします。

次回の会議において、全会一致に向けた審議を尽くしていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局に議事進行をお返しします。

[ 事務局 ] 賃金室長補佐

事務局から改めまして、第2回専門部会につきましては、明日7月31日(水)午後1時半、4階の供用会議室での開催となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1回新潟県最低賃金専門部会はこれで終了となります。お疲れさまでございました。